

通所介護サービス利用料について

令和3年4月1日 現在

※1回毎の利用者負担は、各介護度及び負担割合に応じたおおよその目安となります。

(介護職員処遇改善加算、介護職員特定処遇改善加算を含んでおりません。)

○負担割合 1割

区分	基本単価	入浴介助加算Ⅰ	体制加算Ⅱ	機能訓練加算1・2 (希望の方)	食費負担分	利用者負担額/1回
要介護1	581円	40円	18円	85円	600円 (おやつ代含む)	1,324円
要介護2	686円					1,429円
要介護3	792円					1,535円
要介護4	897円					1,640円
要介護5	1,003円					1,746円

○負担割合 2割

区分	基本単価	入浴介助加算Ⅰ	体制加算Ⅱ	機能訓練加算1・2 (希望の方)	食費負担分	利用者負担額/1回
要介護1	1,162円	80円	36円	170円	600円 (おやつ代含む)	2,048円
要介護2	1,372円					2,258円
要介護3	1,584円					2,470円
要介護4	1,794円					2,680円
要介護5	2,006円					2,892円

○負担割合 3割

区分	基本単価	入浴介助加算Ⅰ	体制加算Ⅱ	機能訓練加算1・2 (希望の方)	食費負担分	利用者負担額/1回
要介護1	1,743円	120円	54円	255円	600 (おやつ代含む)	2,772円
要介護2	2,058円					3,087円
要介護3	2,376円					3,405円
要介護4	2,691円					3,720円
要介護5	3,009円					4,038円

・新型コロナウイルス感染症に対する特例的な評価

令和3年9月30日までの間、月の基本単価の合計×0.1% (小数点以下四捨五入) を月単位で
ご負担いただきます。

・介護職員処遇改善加算

(月のサービス利用負担の合計+体制加算の合計)×5.9% (小数点以下四捨五入) を月単位で
ご負担いただきます。

・介護職員等特定処遇改善加算

(月のサービス利用負担の合計+体制加算の合計)×1.2% (小数点以下四捨五入) を月単位で
ご負担いただきます。

・送迎減算

自宅とデイサービス間の送迎を行わない場合は、片道につき上記料金から47円減額となります。

通所型サービス利用料について

令和3年4月1日 現在

○負担割合 1割

区分	基本単価/月額	体制加算/月額	運動器機能向上加算/月額 (希望の方)	食事負担分/1回
要支援1	1,672円	72円	225円	600円
要支援2	3,428円	144円		(おやつ代含む)

○負担割合 2割

区分	基本単価/月額	体制加算/月額	運動器機能向上加算/月額 (希望の方)	食事負担分/1回
要支援1	3,344円	144円	450円	600円
要支援2	6,856円	288円		(おやつ代含む)

○負担割合 3割

区分	基本単価/月額	体制加算/月額	運動器機能向上加算/月額 (希望の方)	食事負担分/1回
要支援1	5,016円	216円	675円	600円
要支援2	10,284円	432円		(おやつ代含む)

・新型コロナウイルス感染症に対する特例的な評価

令和3年9月30日までの間、月の基本単価の合計×0.1%（小数点以下四捨五入）を月単位で
ご負担いただきます。

・介護職員処遇改善加算

（月のサービス利用負担の合計+体制加算の合計）×5.9%（小数点以下四捨五入）を月単位で
ご負担いただきます。

・介護職員等特定処遇改善加算

（月のサービス利用負担の合計+体制加算の合計）×1.2%（小数点以下四捨五入）を月単位で
ご負担いただきます。

サービス提供エリアについて

八橋、寺内、将軍野、土崎、飯島、外旭川、泉、保戸野、川尻、山王、旭北、旭南、大町、千秋
中通、手形、広面、東通、檜山、茨島、大住、牛島、新屋、勝平、仁井田、御野場 地区

【社会福祉法人秋田市社会福祉協議会 八橋デイサービスセンター】

住所：〒010-0976 秋田市八橋南1-8-2

電話：018-866-1343

FAX：018-866-1368